

# 障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会委員公募のお知らせ

ほつかいどう しやく く ちいき いいんかい いいんこうぼ し  
北海道では、障がいのある方の地域での暮らしを支えるサービスや、差別・虐待・権利  
ようこ かん きょうぎ せんどう けんいき しよう しやく  
擁護に関することなどについて協議するため、全道14の圏域に「障がい者が暮らしやすい  
ちいき いいんかい いか ちいき いいんかい せつち  
地域づくり委員会」(以下「地域づくり委員会」という。)を設置しています。  
ちいき いいんかい どうみん みなさま いけん うかが かんが つぎ  
このたび、地域づくり委員会において、道民の皆様の意見を伺い、ともに考えるため、次  
いいん こうぼ せつきよくてき ごおうぼ  
のとおり委員を公募しますので、積極的に御応募ください。

## 1 応募資格

つぎ ようけん すべ み ひつよう  
次の要件を全て満たすことが必要です。

- (1) 檜山振興局管内に居住する満20歳以上の方 [令和8年4月1日現在]  
しよう ほけんふくし はばひろ けんしき かんしん ねんすうかいかいさい いいんかい しゆつせき  
(2) 障がい保健福祉に幅広い見識と関心をもち、年数回開催する委員会に出席できる方

## 2 募集する人数

しよう かた めい ちいきじゅうみん  
障がいのある方2名、地域住民2名

## 3 委員の任期

いしょく ひ れいわねん がついたちよてい ねんかん  
委嘱の日(令和8年4月1日予定)から2年間

いしょく かた しめい こうひょう  
※ 委嘱された方の氏名は公表されます。

## 4 応募方法

### (1) 応募に必要な書類(2種類)

おうぼうようし ようしき  
ア 応募用紙(様式1)

さく ぶん ようしき  
イ 作文(様式2)

ひやましんこうきよく さだ かんが じ いない  
檜山振興局が定めるテーマについて、あなたが考えていることを800字以内にまとめてください。

ひやましんこうきよく ごさんしよう  
※ 檜山振興局のテーマは8を御参考ください。

しよう てんじまた だいひつ てんじ おうぼ ばあい ようしき じゆう  
※ 書類は、点字又は代筆によることもできます。点字による応募の場合は、様式は自由です。

ようしき およ ほつかいどう ほけんふくし ぶふくしきよくしよう しやほけんふくしかおよ ひやましん  
※ 様式1及び2は、北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課及び檜山振  
こうきよくほけんかんきよう ぶしやかいくし か はいふ ほつかいどう  
興局保健環境部社会福祉課で配布しているほか、北海道のホームページでダウン

ロードできます。

ほつかいどう

北海道のホームページ

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/174368.html>

ひやましんこうきよく

檜山振興局のホームページ

<https://www.hiyama.pref.hokkaido.lg.jp/hk/syf/174394.html>

しょるい ていしゆつほうはう

## (2) 書類の提出方法

ひやましんこうきよく ほけんかんきょう ふしやかいるくしか ていしゆつきげん ゆうそう けしいんゆうこう また  
檜山振興局保健環境部社会福祉課あて、提出期限までに郵送（消印有効）又  
じさん

は持参してください。

じさん ばあい へいじつ かいちょうび あいだ じさん  
※ 持参の場合は、平日（開庁日）の9：00～17：00までの間に持参してください。  
さい。

ていしゆつきげんおよ ゆうそうさき ごさんしよう  
※ 提出期限及び郵送先は、8を御参考ください。

せんこう

## 5 選考

せんこう いいんかい さくぶんおよ おうぼようしきさいないよう そうごうてき しんさ うえ せんこう  
選考委員会において、作文及び応募用紙記載内容を総合的に審査の上、選考します。

かこ くにまた ちほうこうきょうだんたい ぎいんおよ しょくいん かた おうぼ ほか  
なお、過去に国又は地方公共団体の議員及び職員であった方からの応募については、他  
おうぼしや はあい せんこうたいじょう  
に応募者がいなかった場合にのみ選考対象となります。

せんこうけつか ひやましんこうきよく がつちゆう おうぼ しゃせんいん し  
選考結果は、檜山振興局から、3月中までに応募者全員にお知らせします。

いいん やくわりとう

## 6 委員の役割等

がくしきけいけんしやとう いいん しよう かた ちいき く ささ  
(1) 学識経験者等の委員とともに、障がいのある方の地域での暮らしを支えるサービスや、  
さべつ ぎやくたい けんりようご かん かだい もう た じこう とうじしや  
差別・虐待・権利擁護などに関する課題や申し立てのあった事項について、当事者や  
さんこうにん いけんちようしゅ おこな もんだい かいけつ む きようぎ  
参考人などから意見聴取を行い、問題の解決に向けて協議をしていただきます。

こべつ けんり しんがいとう きょうぎ ばあい いいんかい ひこうかい い  
(2) 個別の権利侵害等について協議する場合には、委員会は非公開となりますので、委  
いんかいない きょうぎ ひみつ ほじ  
員会内で協議されたことについては、秘密を保持していただくことになります。

ほうしゅうとう

## 7 報酬等

いいんかい しゅっせき ばあい ほっかいどう きてい もと ほうしゅうおよ りょひ しはら  
委員会に出席いただいた場合は、北海道の規定に基づき、報酬及び旅費をお支払いします。

8 檜山振興局が所管する市町村、郵送先・問い合わせ先及び提出期限

	しょかん 所管する市町村 ----- さくぶん 作文テーマ	ゆうそうさき 郵送先・問い合わせ先 とあ さき	ていしゆつきげん 提出期限 ( けしいんゆうこう 消印有効)
ひやま 檜山	えさしちょう　かみのくにちよう　あつさ　ぶちよう 江差町、上ノ国町、厚沢部町、 あとべ　ちよう　おくしきちよう　いまかねちよう 乙部町、奥尻町、今金町、せ ちょう たな町  ----- じょう　しや　く　ちいき　じつけん 障がい者が暮らしやすい地域の実現 について	ひやましんこうきよく 檜山振興局 ほけんかんきようぶ　しゃかいふくしか 保健環境部社会福祉課  〒043-8558 ひやまぐんえさしちょうあざじんや　ちよう 檜山郡江差町字陣屋町33 6-3 でんわ 電話 0139-52-6651	がつ　にち 12月22日 ～ がつ　にち 1月23日